

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、丸亀市土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（揚水施設改修事業）原地区）を行うことについて平成26年7月4日認可した。

平成26年7月18日

香川県知事 浜 田 恵 造